

「マイナンバーカード」の受け取りに関するお知らせ

◎「マイナンバーカード」の申請を行った方には、約1か月後に役場から「マイナンバーカード交付通知書」(はがき) (転送不要郵便) を送付します。

ご自宅に交付通知書(はがき)が届きましたら、本人が来庁し、受け取りをお願いします。

受け取り可能な時間帯は以下のとおりです。受け取り手続きは、約30分かかります。

平日は混みあうこともありますので、お時間に余裕をもってお越しください。

■ 平日(予約不要) 9:00～16:30 (11:30～13:00を除く)

■ 夜間(要予約) 4/23(火)・4/25(木) 17:30～19:30

※マイナンバーカードの受け取りに必要な持ち物(本人確認書類等)は、はがき裏面やホームページにてご確認ください。

※病気・障がい、その他やむを得ない理由により、代理受け取りを希望する場合は、要件や必要書類等の確認がありますので、事前にお電話にてご相談ください。

【お問い合わせ】 町民課 住民年金係 ☎098-945-5012

シェアサイクル活用してみませんか？

みんなもぜひ利用してりん♪



☆シェアサイクルの利点☆



電動自転車なので、坂道もスイスイ走れる！

町内にステーションが10か所！近隣市町村にもあるので町外へのお出かけにも便利！！

運動不足解消にピッタリ！近場のお出かけにも活用できる！

利用料金は？
15分100円から利用できます。
利用方法は？
お手持ちのスマホから登録が必要です。詳しくはこちらをご覧ください。



【お問い合わせ】 企画財政課 地域振興係 ☎098-945-4533

「ゆんたく広場 にしま〜る」 ～どなたでも、お気軽にご参加ください♪～

●日時：4月10日(水) 午後2時～4時

●場所：いいあんべー家 (西原町社会福祉協議会となり)

自分の思いを気軽に話そう♪
軽運動や相談もあるよ。

4月のテーマ >>>

～苗植え～新しい季節の始まり

4月は新しい季節の始まりです***

土いじり(園芸)はセロトニン=幸せホルモンを分泌させることはご存じですか？

春の暖かい陽気につつまれながら苗植えをしませんか？



R6年カフェ日程

毎月第2水曜日	
4月10日	10月9日
5月8日	11月13日
6月12日	12月11日
7月10日	1月15日
8月14日	2月12日
9月11日	3月12日



参加費
無料♪

お問合せ先

・西原町役場福祉課 介護支援係 ☎098-945-4791
・西原町地域包括支援センター ☎098-882-0117

国民健康保険に加入していない方の健診受診券について

令和6年度は、下記の方を対象に受診券を発行します。

- ★20代30代健診 ⇒ 20歳から39歳の男女のうち
- ★子宮頸がん検診 ⇒ 20歳以上で偶数年齢の女性のうち
- ★乳がん検診 ⇒ 30歳以上で偶数年齢の女性のうち
- ★胃がん検診 ⇒ 40歳以上で偶数年齢の男女のうち
- ★肺・大腸がん検診 ⇒ 40歳以上の男女のうち
- ★歯周疾患検診 ⇒ 40・50・60・70歳の男女のうち

職場健診などの
受診機会がない方

例えば…

- ・家族の扶養に入っている方
- ・仕事に就いているが、職場での健診機会がない方

受診券の送付は4月初旬を予定しています。職場等で健診の機会があると思われる方には受診券が送付されませんが、加入している健康保険の種別に関係なくどなたでも上記の健診の対象です。受診を希望される方は、お手数ですが健康保険課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 健康保険課 保健予防係 ☎098-911-9163

国民年金保険料の免除・猶予をお忘れなく

出産前後の国民年金保険料免除

免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(双子などの場合は3か月前から6か月間)の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産・流産・早産も含みます)

対象者となる方・受付期間

平成31年2月1日以降に出産された国民年金第1号被保険者の方が対象。

※出産予定日の6か月前から届出ができます。

必要な書類

- ・届書(西原町役場や年金事務所に様式があります)
 - ・母子健康手帳
- 代理人が行う場合は委任状が必要です。

国民年金の保険料の納付が困難な学生のみなさんへ

学生納付特例制度は、学生の方が保険料の納付が猶予される制度です。

申請には、ご本人の前年所得目安が条件です。

所得の目安 **128万円+** {扶養親族数×38万円} で計算した額以下である場合。

対象者 大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年所得が基準以下または失業等の理由がある方。(学生納付特例対象校と検索をかけることで自身が申請可能か調べることも可能です)

必要な書類 学生証または在学証明書

※代理人が申請する場合は、同世帯であれば、代理人の身分証明書
別世帯であれば委任状が必要です。

学生納付特例期間は、年金の受給資格期間に含まれます。ただし、年金額の計算には反映されません。10年以内であれば猶予を受けた期間の保険料をさかのぼって納めることができます。

受付・問合せ

町民課 住民年金係 ☎098-945-5012 ・浦添年金事務所 国民年金課 ☎098-877-0343

